

憲法動画



コンテスト

日本国憲法は1947年5月3日に施行され、施行から72年を迎えました。

日本弁護士連合会では、平和と人々の自由及び人権を支え続けている日本国憲法の基本原則・役割を評価し、日本国憲法の理念が行き届く社会の実現のために、日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」を広く考える契機とすべく、これをテーマにした動画(ショートムービー)を募集します。

市民のみなさんが伝えたい、みなさんの瞳に映る「人権の姿」を、動画(ショートムービー)にして自由に表現し、創作してみてください。

たくさんのご応募をお待ちしております！

伝えませんか？
あなたの瞳に映る
人権の姿

テーマ

「基本的人権の尊重」

日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」をテーマに、人権の大切さをわかりやすく表現する動画(ショートムービー)を自由に創作してください。

作品収録時間

90秒以内

部門

①高校生以下の部 ②大学生・社会人の部 の2部門

募集期間

2019年6月20日(木)~11月5日(火)必着

問い合わせ

日本弁護士連合会人権部人権第二課
TEL:03-3580-9507

審査員

松島哲也さん(日本大学芸術学部映画学科教授/
日本映画監督協会常務理事)

小口詩子さん
(武蔵野美術大学造形構想学部映像学科教授)

丹下紘希さん(人間/映像作家)

三上智恵さん(映画監督)

堀潤さん(ジャーナリスト/「8bitNews」主宰)

青井未帆さん(学習院大学法科大学院教授)

菊地裕太郎(日本弁護士連合会会長)

水地啓子(同憲法問題対策本部本部長代行)

* 応募フォーム・応募方法等の詳細は、
日本弁護士連合会ホームページをご確認ください。



憲法動画▶コンテスト

募集要項

1 目的

日本国憲法は1947年5月3日に施行され、施行から72年を迎えました。日本弁護士連合会では、平和と人々の自由及び人権を支え続けている日本国憲法の基本原則・役割を評価し、日本国憲法の理念が行き届く社会の実現のために、日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」を広く考える契機とすべく、これをテーマにした動画(ショートムービー)を募集します。市民のみなさんが伝えたい、みなさんの瞳に映る「人権の姿」を、動画(ショートムービー)にして自由に表現し、創作してみてください。たくさんのご応募をお待ちしております!

2 応募要領

(1) テーマ 「基本的人権の尊重」

日本国憲法の基本原理の一つである「基本的人権の尊重」をテーマに、人権の大切さをわかりやすく表現する動画(ショートムービー)を自由に創作してください。

(2) 応募資格

①どなたでも応募可(グループでも可)

※ただし、20歳未満の方が応募される場合は、保護者の同意を要します。

②募集要項の内容を理解した者

③YouTubeで応募の場合(⑤応募方法参照)、動画投稿が可能なアカウントを保有している者(新規に取得したもので可)

(3) 部門 ①高校生以下の部、②大学生・社会人の部の2部門

(4) 作品の収録時間 90秒以内

(5) 応募方法

①受付期間:2019年6月20日(木)~11月5日(火)必着

②応募方法

応募する動画(以下「応募作品」という。)をYouTubeに「限定公開」の設定でアップロードし、アップロードした応募作品が閲覧できるURLを必要事項とともに日本弁護士連合会(日弁連)が運営する本コンテストのウェブサイト(以下「本サイト」という。)上の応募フォームに入力し、送信してください。

YouTubeへのアップロード方法、タグの設定、利用規約等は、応募者において確認することとします。

応募フォームでの受付が正常に完了すると、受付確認として入力したメールアドレス宛に受付完了のメールが自動送信されます。

応募フォームで入力をする必要事項情報に不備がある場合は、選考の対象外となる場合があります。

※やむを得ない理由でYouTubeでの応募ができない場合に限り、応募作品を記録媒体(DVD-R)に記録し、必要事項を記入した所定の応募票を同封して郵送する方法でも受け付けます。応募票は、当連合会のホームページからダウンロードできます。なお、記録媒体(DVD-R)の盤面に必ず応募作品タイトル及び応募者氏名を明記してください。

応募作品のデータ形式は、①「mp4」、②「wmv」、③「mov」のいずれかの形式とします。

郵送による応募の場合は、受付確認は行いません。

【郵送の場合の送付先】

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館
日本弁護士連合会 人権部人権第二課「憲法動画コンテスト」係
※「応募作品在中」と記載してください。

3 応募条件・応募上の注意事項

(1)応募者本人が撮影・作成したオリジナルの動画作品(アニメーションやCG、写真・静止画の動画加工等も可)で、未発表のものに限ります。

(2)本名による応募とします。匿名等での応募は受け付けません。

(3)グループで制作した作品の場合は、グループ名での応募を可とします。ただし、代表者名は必須とします。

(4)応募作品には、必ずタイトル(作品名)を付けてください。

(5)応募点数の制限は設けません。ただし、応募後の差し替えは認めません。

(6)記録媒体の郵送による応募の場合、当該記録媒体は原則返却しません。

(7)未成年者の応募の場合、保護者からの同意を得ることを必須とします。同意確認は、応募フォーム又は応募票の確認欄で行います。

(8)応募作品の著作権は、応募者に留保されます。ただし、応募者は、日弁連に対し、利用範囲・期間・方法の制限なく、サブライセンス及び譲渡の可

能な利用権を無償で付与するものとします。日弁連は、当該利用権に基づき、事前に応募者に通知することなく、応募作品を、適宜編集・加工した上で、日弁連ホームページ、公式Twitter、その他制作物等に使用することができるものとします。

(9)応募作品に、著作権、肖像権等第三者の権利侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、当連合会は対応しません。

(10)作品内容が法令に抵触する、公序良俗に反するなど当連合会が不適切と判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。

(11)作品の応募に際し、応募者は、応募フォーム又は応募票に設けた確認欄への入力・記入により、上記応募条件全てに同意したものとします。

4 賞

(1)部門ごとに、金賞1作品、銀賞1作品、銅賞1作品、入選5作品(上限)を表彰します。

(2)入賞者には、表彰状、図書カード、副賞(憲法関連グッズ)を贈呈します。なお、贈呈する図書カードは、次のとおりです。

【高校生以下の部】

金賞:5万円、銀賞:3万円、銅賞:1万円、入選:3千円

【大学生・社会人の部】

金賞:10万円、銀賞:5万円、銅賞:3万円、入選:3千円

(3)上記部門ごとの表彰のほか、「審査員特別賞」が設けられる場合があります。

5 審査員

以下、8名の審査員によって審査します。

松島 哲也さん(日本大学芸術学部映画学科教授/日本映画監督協会常務理事)

小口 詩子さん(武蔵野美術大学造形構想学部映像学科教授)

丹下 紘希さん(人間/映像作家)

三上 智恵さん(映画監督)

堀 潤さん(ジャーナリスト/「8bitNews」主宰)

青井 未帆さん(学習院大学法科大学院教授)

菊地 裕太郎(日本弁護士連合会会長)

水地 啓子(同憲法問題対策本部本部長代行)

6 審査基準

下記2点を総合的に考慮し、審査します。

(1)個人一人一人の価値の大切さをわかりやすく伝えているか

(2)映像作品としての芸術性を備えているか

7 入賞作品・審査結果の発表

(1)発表時期 2019年12月(予定)

(2)発表方法

日弁連ホームページ及び出版物等関連媒体等で発表します。発表に際しては、応募作品の紹介とともに、応募者の氏名・年齢・住所(都道府県のみ)を掲載します。

なお、入賞者には、別途、文書及び電話にて連絡します。

また、YouTubeによる応募作品が入賞した場合は、応募者は日弁連からの求めに応じて記録媒体(DVD-R)に保存した作品データを提供することとします。

入賞者以外への連絡は行わず、審査結果に関する問合せは受け付けません。

8 表彰式

以下のとおり、表彰式を行う予定です。詳細は後日改めて発表します。

(1)日時 2020年1月25日(土)午後1時~午後5時(予定)

(2)場所 弁護士会館 2階 講堂「クレオ」

9 問い合わせ先

日本弁護士連合会人権部人権第二課 TEL:03-3580-9507

10 個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報は、当連合会のプライバシーポリシーに従って厳重に管理し、本コンテストの運営等のために使用します。

また、入賞者の氏名、住所(都道府県のみ)、年齢は、本企画及び関連企画に際して、当連合会ホームページや作成物・各種媒体において公表します。